

函館地方裁判所委員会（第32回）及び函館家庭裁判所委員会（第32回）議事概要

（函館地方・家庭裁判所委員会事務局）

1 日時

平成29年1月20日（金）午後3時00分

2 場所

函館地方・家庭裁判所5階大会議室

3 出席者（敬称略）

地裁委員 島野潤一，西里久美子，川井公文，坂野学，弘末和也，浅岡千香子

家裁委員 扇田誠，高久佳也，竹下裕子，田中洋一，橋本健

兼務委員 北嶋小枝，和田真

説明者 函館家裁首席家裁調査官伊藤龍彦，同次席家裁調査官松下美加子，同首席書記官牧野敏博，同訟廷管理官三浦収

庶務 函館地家裁事務局長加藤博之，函館地裁総務課長久保昌央，同総務課課長補佐山形英世，函館家裁事務局次長丸山又生，同総務課長吉村悟，同総務課庶務係長齋藤豊

4 議題

「少年の再非行防止について」

5 議事

- (1) 少年審判の目的，家庭裁判所における手続の流れ，少年非行の実情（統計資料を基に），再非行防止に向けた裁判所の取組について説明
- (2) 意見交換
「少年の再非行防止について」（委員から述べられた意見・質問は別紙のとおり）
- (3) 次回委員会について
 - ・ 地方裁判所委員会と家庭裁判所委員会の合同開催
 - ・ 日時 平成29年7月12日（水）午後3時
 - ・ テーマ 「刑事事件における犯罪被害者保護制度の運用について」

別 紙

【意見交換】

(委員) 再非行防止の取組として、社会福祉施設でボランティア活動を行っているという説明があったが、具体的にどのようなことを行っているのか。

(裁判所説明者) 社会福祉施設では、高齢者の方の介護の補助的な立場で、清掃を行ったり、車いすを磨いたりすることを行っている。

(委員) 裁判所と保護観察所が行っている取組に重なる部分が多いと知った。

(裁判所説明者) 効果的な活動が双方で取り入れられているということだと思われる。ただし、裁判所では少年審判の性質上、継続的な取組はできないのが実情である。

(委員) 自分も少年の更生に関わっているが、保護者も一緒に取り組んでいるケースでは再非行は少ないと感じている。

(委員) 少年による海岸清掃や切手整理といったボランティア活動を一緒にやらせてもらっているが、親子の会話が必要で、少年の更生には家庭が非常に重要だと感じている。

(委員) 皆で立ち直らせてあげる、どんなことでもいいから友達と一緒にやる、近所の人との付き合いもうまく採り入れるといったことで、再非行は減るのではないか。

(委員) 新聞に載る少年犯罪は、重大なものだけなので、今回の裁判所からの説明で初めて少年の再非行防止に向けた取組の詳細を知った。是非、色々な機会を通じてアピールして、社会全体での取組としてほしい。

(委員) 少年はストレスを抱えていると思うので、発散させてあげる必要があるのではないか。スポーツでも趣味でもいいので、得意な分野を見つけてあげる。家裁だけでなく社会全体でできる仕組があればいいと思う。

(委員) 私の職場では、依頼を受けて少年鑑別所への出前講座を行っている。内容は、お金の知識の話などである。

(委員) 付添人の経験から話すと、可塑性（かそせい）とって、少年はまだ成長の途中であり、柔軟に変化する可能性があるという考え方があるが、家庭環境の問題があり、必要な躰がなされておらず、幼い少年が多いという印象を持っている。裁判所や社会の働きかけにより、知らないことを教えることで改善することがある。また、裁判官、家裁調査官、付添人は少年審判に仕事として関わっていることが少年から見えてしまうので、分かっているふりをしているようなこともある。少年の心を解きほぐすには

限界があるので、その後の保護観察所などの取組が大切だと思う。

(委員) 悪いことをしたのに罰を与えず、地域の清掃や介護の手伝いをすることで更生につながるのか疑問である。社会が変わっていなければまた繰り返してしまうのではないか。

(委員) 仕事をしていない者の再非行率は、仕事をしている者の約4倍であるというデータがある。少年の更生に携わる中で、少年を連れてハローワークに行くが、全体的に仕事が少ない中で、少年にさせられる仕事が見つからず、簡単に手に入るものの方に行ってしまう、再非行に及んでしまう。就労が大切であるが、函館には仕事が無い。仕事を見つけることが重要である。

(委員) 住み込みと通所の補導委託の違いはどこにあるのか。

(裁判所説明者) 住み込みの場合は、寝食を共にするという新たな体験を通じ、濃密な人間関係を築き、多くの場合、温かみを感じたり、何らかの気づきを得ることができる。また、家庭に置いたままでは再非行に及ぶおそれがあったり、親が引き取りを拒否しているような場合に選択されることがある。ただし、函館には住み込みの委託先が無いという問題がある。

(委員) 仕事があって働けるような委託先の方がよいのか。

(裁判所説明者) 技能も身に付くし、働くことを経験でき、色々な意味でプラスになると思われる。そのような委託先があるのが望ましい。

(委員) おそらく企業側もこのような制度があるのを知らないと思う。ハローワークでも高齢者や障害者向けの窓口はあるが、少年向けのものはない。ハローワークを通じて委託先を開拓することも考えられる。

(委員) 大学教員としては、学生が交通事故の当事者となる場面等で少年の非行に関わることが多い。社会の目もあるので停学などの処分を考えなければならないが、警察官からは、処分のことよりも教育を考えるように言われることがある。大学としては普通の授業を受けさせることは難しいので、教員が個別に読書感想文を書かせたりするが、重大事故を起こした後などには、大学に通学する気も無くなってしまうことがある。

(委員) これからは人手不足の時代が来ると思う。例えば、田舎では新聞配達をしているのが高齢の方だったりして、将来的には新聞配達員の人材確保が課題となってくると考えている。ハローワークを通じてPRする意味はあると思う。